

平成24年(行ウ)第117号 発電所運転停止命令義務付請求事件

原 告 134名

被 告 国

証 拠 説 明 書

2018(平成30)年6月11日

大阪地方裁判所 第2民事部 合議2係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 冠 木 克 彦

弁護士 武 村 二 三 夫

弁護士 大 橋 さ ゆ り

弁護士 高 山 巖

弁護士 瀬 戸 崇 史

復代理人

弁護士 谷 次 郎

号証	標目 (原本・写しの別)	作成年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲 181	Emission of spherical cesium-bearing particles from an early stage of the Fukushima nuclear accident	写 2013.8.30	Kouji Adachi ほか	気象庁気象研究所の足立光司氏ほか がセシウムボールについて査読付き論文を公表している事実。同論文によると、セシウムボールは、粒子が大きく、鉄、亜鉛、セシウムを含み、水不溶性であり、乾式堆積により地面に落下したものである事実。	
甲 182	関西電力による大山火山の火山灰分布に関する調査結果について	写 平成30年3月28日	原子力規制庁	後掲甲184に関して、原子力規制庁が見解をまとめた事実及びその内容。	
甲 183	テフラ学(第6回): テフラ層の記載方法	写 2014年12月	片岡香子、長橋良隆	堆積層内にラミナが存在するとしても、当該堆積層が必ずしも再堆積層であるわけではない事実。	
甲 184	大山火山の火山灰分布に関する情報収集結果について(抄)(表紙、1-2頁、30-53頁)	写 平成30年3月1日	参加人	参加人の大山火山の火山灰分布についての情報収集結果のまとめの内容について。	
甲 185	平成29年度原子力規制委員会第75回会議議事録(抄)(1-2頁、25-30頁)	写 平成30年3月28日	原子力規制委員会	原子力規制委員である石渡明委員が、原子力規制委員会の会議(平成30年3月28日開催)において「特に越畑地点について、(中略)全体を一つの火山灰層と評価すべきであろうと私も考えます。」と発言した事実。	